

相楽東部広域連合立小学校及び中学校評議員設置規程

平成 21 年 4 月 1 日

教委規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則（平成 21 年相楽東部広域連合教育委員会規則第 8 号。以下「規則」という。）第 23 条の規定に基づく学校評議員の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 学校が家庭や地域と連携し、児童生徒の実態や地域の実情に応じた特色ある学校づくりを展開するため、学校評議員を置くことができる。

(職務)

第 3 条 規則第 23 条第 2 項の規定に定める学校運営に関して意見を述べ、又は助言を行うことができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 学校の教育目標及び計画に関すること。
- (2) 教育活動の実施など学校運営に関すること。
- (3) 学校、家庭及び地域社会との連携促進に関すること。
- (4) その他校長が必要とする事項

(組織)

第 4 条 学校評議員の数は、学校ごとに若干名とする。

2 学校評議員は、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長が推薦し、教育長が委嘱する。ただし、相楽東部広域連合教育委員会教育委員及び事務局職員並びに当該学校の職員を除く。

(任期等)

第 5 条 学校評議員の任期は、委嘱の日から当該年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

2 教育長は、特別の事情があると認めたときは、任期満了前に学校評議員を解任することができる。

3 学校評議員の報酬は無償とし、費用の弁償は行わない。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。